

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

認定マーク使用マニュアル

医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者認定制度事務局
Ver.1 2024.8.1



本マニュアルは、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度によって認定された事業者が、『医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定マーク（以下「認定マーク」という。）』を使用する場合の取扱いに関する必要事項を定めております。『認定マーク』を使用する際には本マニュアルを参照のうえ、適切な使用に努めてください。

なお、『認定マーク』の使用は、認定事業者が、当該認定の有効期間中に、自らが認定事業者であることを証する場合に限ります。

マーク・デザインシステムにおける基本原則

職業紹介市場には「求人者」、「求職者」、「紹介事業者」の3者を中心に、多くのステークホルダーが関わり合って成り立っています。そのため、『認定マーク』が職業紹介市場において正しく認識・評価されるためには、一貫したルールに基づいた使用が求められます。また、「職業紹介」に対する社会的プレゼンスを上げていくためにも、職業紹介事業所の利用者だけでなく、広く社会に『認定マーク』を認識してもらうことも重要です。マークを使用するに当たっては、本マニュアルを正しく理解し、よりよいコミュニケーション活動を行っていきましょう。

認定マークは医療・介護・保育の3分野で色分けされているため、表示色を変更しないでください。

基本表示色



○ 正しい認定マーク



✗ 分解、位置変更は不可とします。



医療 適正認定

✗ 比率変更は不可とします。



✗ 変形は不可とします。



医療
適正認定

✗ 縁取りは不可とします。



医療
適正認定

①企業HPがあり、医療・介護・保育の分野すべてで認定されている場合

- ・企業HPには認定された分野すべて掲載してかまいません。
- ・各分野毎のサービスサイトには、認定されたマークのみ掲載してください。



②企業HPがあり、特定の分野で認定されている場合

- ・企業HPには認定された分野のみ掲載してください。
- ・認定された分野のサービスサイトには、その分野の認定マークを掲載してください。



③企業HPとサービサイト共通のヘッダーやフッター等がある場合

- ・ 共通部分には掲載しないでください。掲載した場合、右図のようになり誤認を生んでしまうため。

